

第 6 次日高市総合計画
前期基本計画

(見え消し版)

Ⅱ 第6次日高市総合計画前期基本計画（素案）（令和3年度～令和7年度）

1. 前期基本計画の位置付け、期間、構成について

第6次日高市総合計画における前期基本計画は、基本構想の「まちづくりの基本方針」を具現化し、「将来都市像」を実現するための分野別の施策を体系的に定めたものです。

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

また、前期基本計画の構成を「施策」と「施策の展開」の2層構造とし、26の「施策」と、施策を実現するための具体的な方策として85の「施策の展開」を定めます。

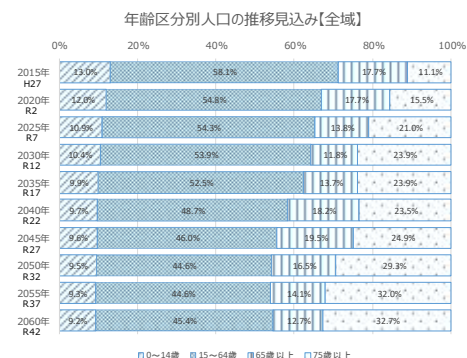
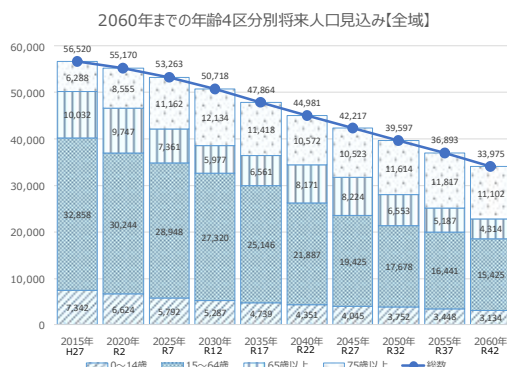
この85の施策の展開のうち、以下に掲げる本市の概況、昨今の社会経済情勢を踏まえて、特に重点的に推進していくものをリーディングプロジェクトとして明記します。

2. 本市の概況

(1) 将来人口推計

本市の総人口は、平成23年（2011年）以降減少傾向にあり、平成27年（2015年）の国勢調査による人口は56,520人となっています。国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の将来人口推計によると、前期基本計画の目標年次である令和7年（2025年）には53,263人、第6次日高市総合計画基本構想の最終年次である令和12年（2030年）には50,718人となり、人口減少が一層進行します。

年齢別の構成割合を見ると、平成27年（2015年）に比べて0歳から14歳までの年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口の割合が減少し、65歳以上の老年人口の割合が増加していきます。平成27年（2015年）では年少人口割合が13.0%、老年人口割合が28.8%であるのに対し、令和12年（2030年）には、年少人口割合が10.4%、老年人口割合が35.7%と少子高齢化がさらに進むと見込まれています。



(2) 財政状況

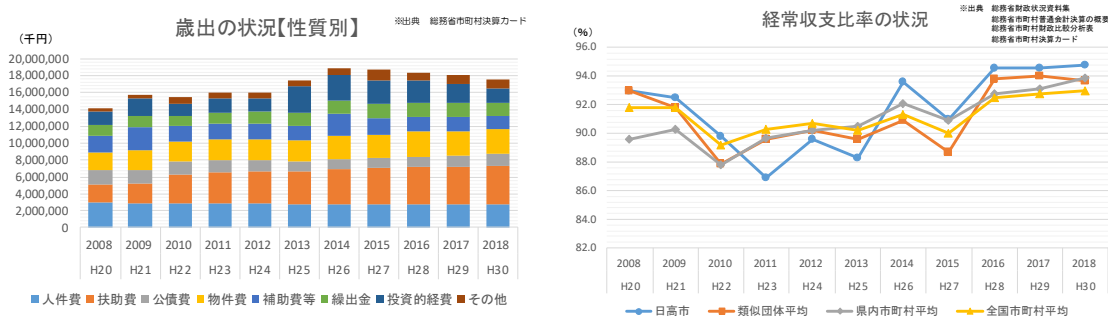
平成 20 年度以降、歳入、歳出ともに決算額が増加しています。歳入の主な増加要因は、地方交付税、国や県からの補助金、借入金等の増加によるものです。また、歳出の主な増加要因は、子育て支援、障がい者への福祉サービス、生活保護、予防接種やがん検診に要する費用のほか、介護保険や後期高齢者医療に対する公費負担等の増加によるものです。

特に、歳出の増加が著しいため、一年度間の支出を同じ期間の収入で賄うことができず、市の貯金である基金貯金を取り崩して不足を補てん補填している年度もあります。

資産・債務の状況では、市の貯金である基金の総額は増加していますが、内訳では単年度の財源不足を補うための財政調整基金が減少傾向となっています。また、借入金の残高は、臨時財政対策債※をはじめ、道路の舗装や小中学校改修等の公共施設の整備に伴う建設事業債の借入れにより増加しています。

財政の健全性等を示す指標は概ね良好ですが、財政構造の弾力性を示す経常収支比率については令和元年度は 95.1%と値が高く、社会保障関係費などの義務的な経費が増加し、他の事業に充てる財源が非常に少なくなってきました。今後も、新型コロナウイルス感染症の影響により税収の減少が見込まれるほか、人口減少や少子高齢化に伴い、財政構造の硬直化が進行することが懸念されるため、これまで以上に事業の選択と集中が必要になります。

※臨時財政対策債：国が地方自治体に交付する地方交付税の財源が不足した場合に、地方が自ら資金を調達するために発行する地方債



(3) 市民意識の動向

平成 31 年 3 月に 18 歳以上の市民 2,000 人を対象に、本市の魅力やこれからの取組についての意識調査を行いました。

本市に住み続けたいと感じている人の理由（複数回答）として、最も多かったのが「自然環境が良い」で 67.5%、次いで「住み慣れて愛着がある」が 59.4%でした。

また、今後どのようなまちにしたいか（複数回答）で最も多かったのが「保健・医療・福祉の充実したまち」で 62.6%、次いで「安全・安心な住環境の整備を優先するまち」が 53.4%でした。

これからの本市の施策の中で、特に重点を置くべきだと思う取組について最も多かったのが「保健・福祉の分野」で 23.7%、次いで「人口減少対策」が 16.7%でした。

3. 昨今の社会経済情勢

(1) 人口構造の変化と課題

我が国の人口は、平成 20 年（2008 年）を境に増加から減少に転じ、今後更に減少していくことが見込まれています。国立社会保障・人口問題研究所社人研の推計によると、今後生産年齢人口~~（15～64 歳）~~の割合が減少し、サービスの提供や地域の経済活動の制約要因となることが予測されます。一方、老年人口~~（65 歳以上）~~の割合は令和 24 年（2042 年）まで増加し、介護需要が高まることが予測されています。

そのため、負担を分かち合う住民の減少、労働力不足をはじめ、空き家・空き地の増加による都市の低密度化・スポンジ化※などが更に大きな課題になると考えられます。

※都市のスポンジ化：都市の内部において、空き地、空き家等が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生すること及びその状態

(2) 大規模災害のリスクと課題

地球温暖化による気候変動が顕著となっており、特に水害の多発は社会インフラ、農業生産など私たちの日々の営みにも非常に大きな影響を及ぼしています。今後も、災害に強い安心・安全のまちづくりと、気候変動に対するより具体的な対策が求められています。

(3) 技術の進展と課題

Society5.0※の到来をはじめ、新たな技術が登場することにより、人材不足や

距離、年齢等の制約で対応困難であった個人や地域の課題に対して、きめ細やかに対応できるようになる可能性があります。そのためには、技術を活用できる人材の育成や、5GなどSociety5.0の基盤となる設備の整備を進めていくことが大切です。

※Society5.0:最新のテクノロジーを活用して経済発展と様々な課題を解決し、一人一人が快適に暮らせる新たな未来社会

(4) SDGs の達成に向けた取組の必要性

国際目標であるSDGs※に示されている多様な項目の追求は、地方公共団体の諸課題の解決にも貢献するものです。さらに、地方公共団体におけるSDGsの達成に向けた取組は、地方創生の実現に資するものでもあることから、その取組を推進していく必要があります。

また、目標の達成には、Society5.0を実現し、IoT、ロボット、AI、ビッグデータといった社会のあり方に影響を及ぼす新たな技術を用いた取組も必要となります。

※SDGs:Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標

(5) 新型コロナウイルス感染症のリスクと課題

今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴う外出規制や接触機会の低減は、生活を支えるサービスの提供や地域の経済活動の制約要因となっています。

このような中で、住民の安心な暮らしや地域の経済活動を支える地方公共団体は、新たな生活スタイルの構築を念頭に地域の実情に応じた判断を主体的に行うとともに、技術の活用や地域の多様な主体との連携を図りながら必要な行政サービスを提供することが求められています。また、国や他の地方公共団体と協力して対応することの重要性が改めて認識されるようになってきています。

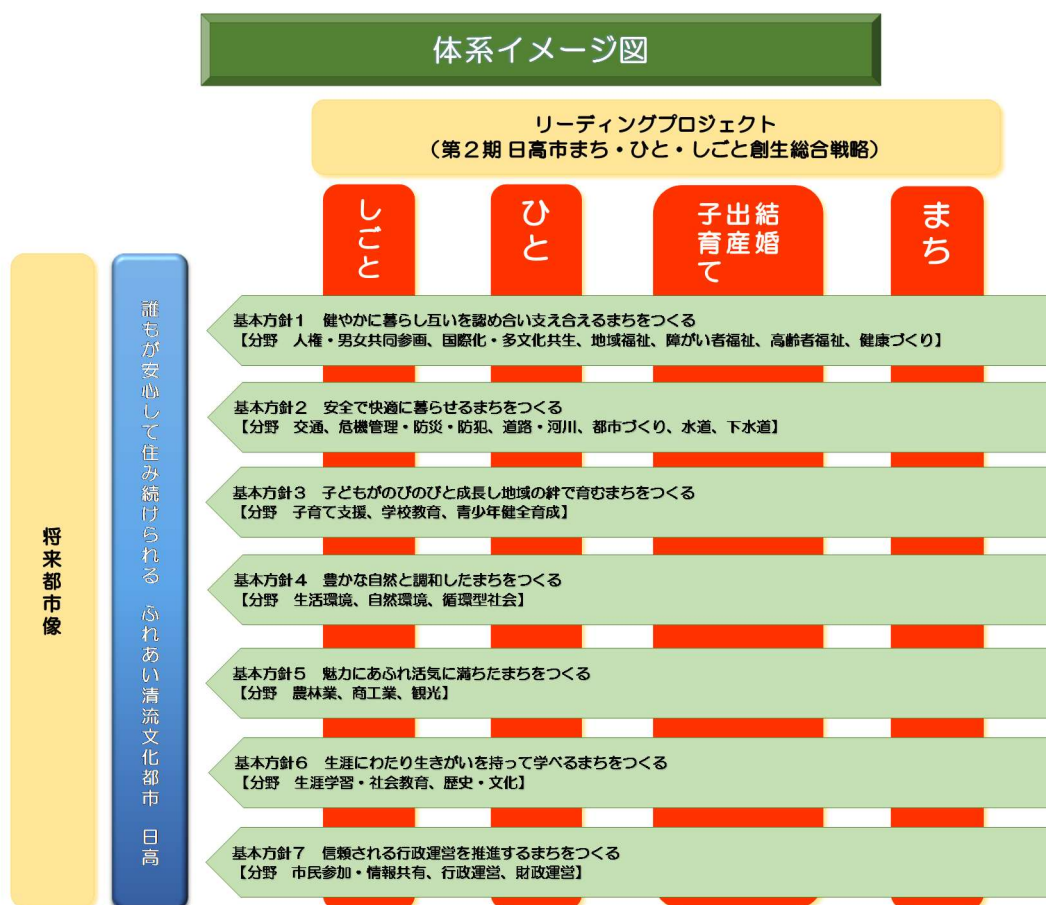
他方、感染拡大のリスクに対応して、デジタル技術を活用した人とのつながりが社会経済活動の継続に大きな効果を発揮し、これによってつながり合うデジタル社会の可能性が広く認識されるに至っています。社会のデジタル化は、感染症収束後の「新しい生活様式」※においても一層重要になると予想されています。

※「新しい生活様式」:新型コロナウイルスの出現に伴い、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策をこれまで以上に取り入れた生活様式

4. リーディングプロジェクト

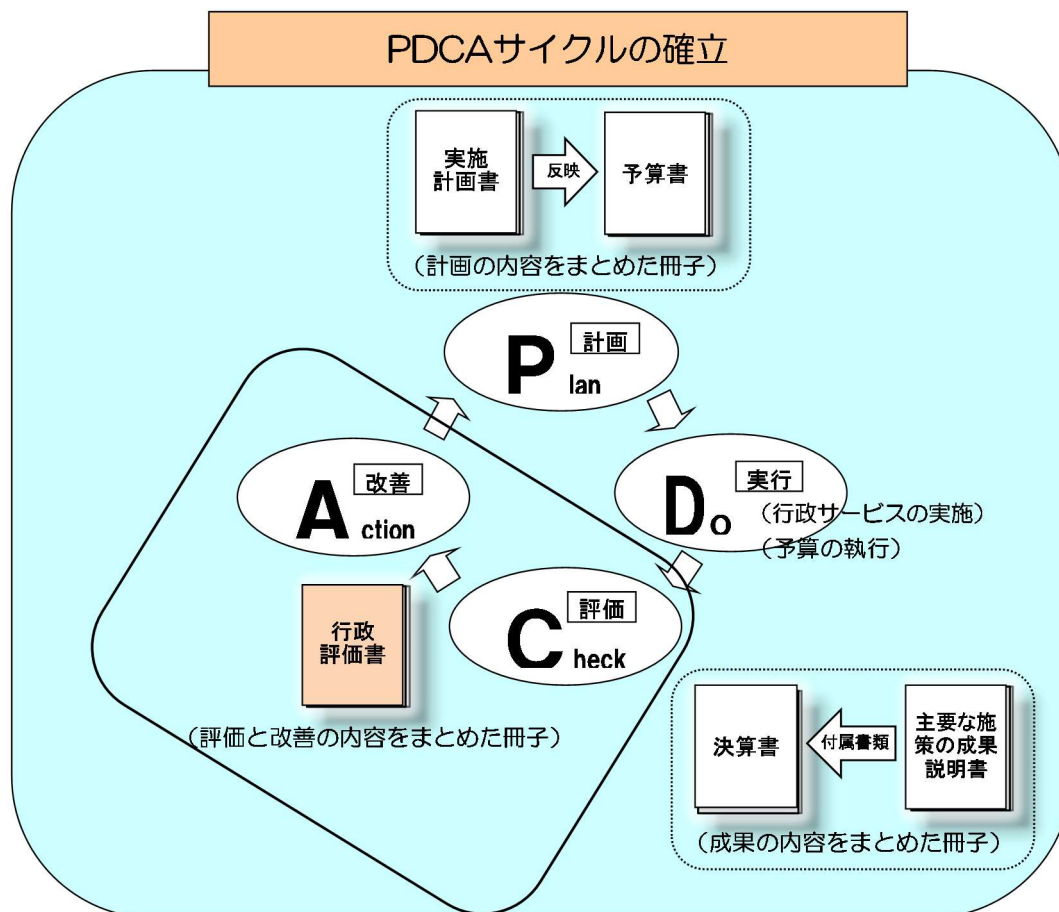
少子高齢化の進行や人口減少などの本市の概況や昨今の社会経済情勢からは、地域経済の縮小、社会保障費の増大、労働力不足などの影響のほか、地域コミュニティを維持することにも影響を及ぼすことが懸念され、究極的には市としての持続性すら危うくする深刻な問題をはらんでいます。

そこで、第6次日高市総合計画前期基本計画においては、「日高市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一体化し、地方創生と人口減少対策に資する施策を前期基本計画におけるリーディングプロジェクトとして位置付け、特に重点的に取り組んでいきます。



5. 行政評価

前期基本計画の進捗状況の把握と、将来都市像実現に向けた行政サービスの効果を高めるため、市の行政サービスを客観的に評価して、その評価・改善事項を次の計画に反映する PDCA サイクルの行政評価を実施します。



Ⅲ. リーディングプロジェクト

(第2期日高市まち・ひと・しごと創生総合戦略)

1. 総合戦略策定の趣旨

(1) 本市が抱える課題

本市の人口についての課題として、年少人口及び生産年齢人口の階層を中心とした急激な人口の減少があげられます。直近5年の人口動態を見ると、社会動態については、市の施策の効果が見られるものの、転入者数より転出者数が多い社会減となっています。また、自然動態については、出生者数の低下と死亡者数の増加から自然減が拡大してきており、地域活力や行政サービスの維持に支障が出てくることが考えられます。

一方、仕事や雇用の面を見ると、昼間人口が増加傾向であることや片道通勤時間の中位数※が小さいことから、積極的に企業誘致を進めてきた成果が反映され、職住近接で働き場所は充実してきている傾向が見られます。しかし、若い世代の転出者が多いことや、第6次日高市総合計画策定のための「まちづくり市民アンケート」で、10～20歳代における“住み続けたくない主な理由”として、約半数が「働く場所が少ない」と回答していることから、若い世代が魅力を感じるような働き方ができる環境の整備が求められていると考えられます。

※中位数：データを大きさの順に並べて、全体のちょうど中央にくる値のこと。

(2) 基本的な施策の方向

これらの課題に対応するため、都心からのアクセスに比較的恵まれ（首都40km圏）、容易に全国へ行ける交通の結節点に位置すること、豊かな生活・自然環境に恵まれていることなど、本市の魅力を最大限に活用しPRすることで、移住、定住につなげていく必要があります。さらに、市民の結婚・妊娠・出産・子育てを支援し、自然減の抑制を図るとともに、暮らしやすさと多様な働き方ができる環境を整備することで、社会減を抑制し、持続可能なまちづくりにつなげます。

2. リーディングプロジェクト（総合戦略）の基本目標

本市のリーディングプロジェクト（第2期日高市まち・ひと・しごと創生総合戦略）として4つの基本目標を定めます。

基本目標 1	しごと	誰もが活躍し続けられる仕事をつくる
基本目標 2	ひと	魅力を活用したにぎわいと新たなひとの流れをつくる
基本目標 3	結婚・出産・子育て	出会う、育てる、子どもの笑顔があふれるまちをつくる
基本目標 4	まち	安心して住み続けられるまちをつくる

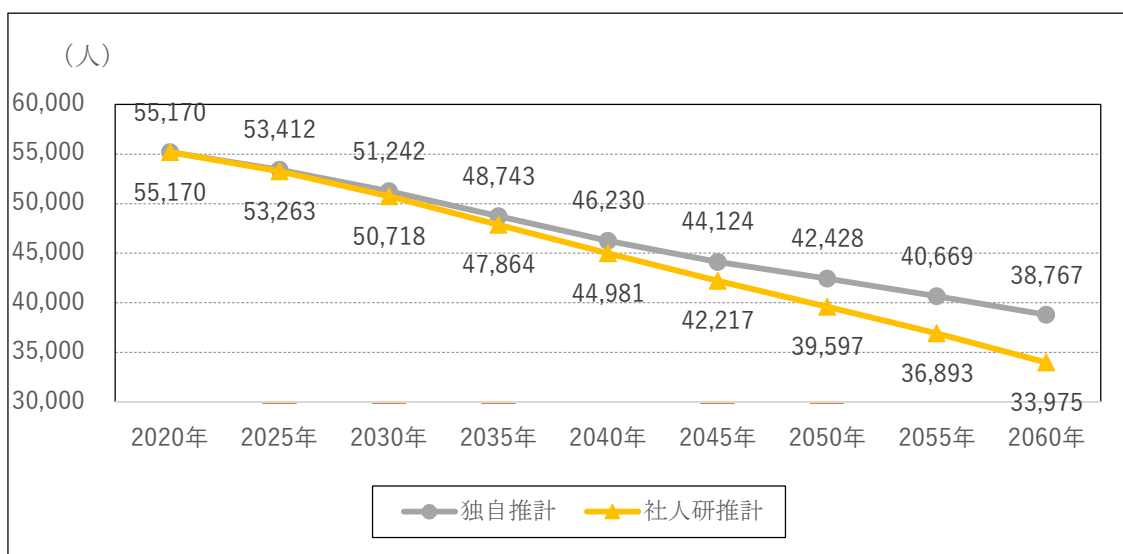
3. 令和 7 年の人口目標

本市の人口は、令和 2 年（2020 年）4 月 1 日現在、55,590 人で、ピーク時の平成 23 年（2011 年）から 2,306 人、4.0% の減少となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の将来人口推計によると、令和 7 年（2025 年）には 53,263 人、さらに、令和 12 年（2030 年）には 50,718 人となり、ピーク時に比べて 7,178 人の減少が見込まれています。

そこで、このリーディングプロジェクトの 4 つの基本目標を着実に実行し、人口減少の抑制を図ることにより、令和 7 年（2025 年）における本市の人口を 53,400 人とすることを目指します。

令和 7 年（2025 年）の 人口目標	53,400 人
-------------------------	----------

図表 2060 年までの人口の将来展望



リーディングプロジェクトの見方

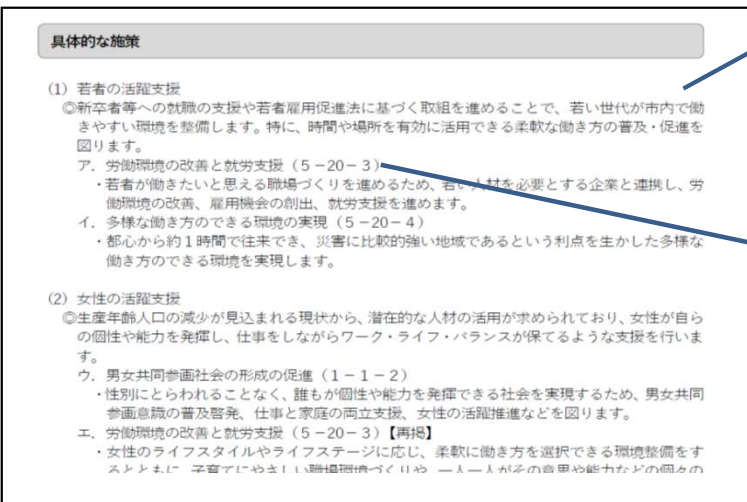


基本目標、名称

数値目標
施策の達成度を測るための指標を設定
しています。

基本的方向
基本目標ごとの「課題・目的」、「手段」を記載
しています。

基本目標に関連するグラフ・データの表
を掲載しています。



リーディングプロジェクトを実現するた
めの具体的な施策を記載しています。

例) (5-20-3) は、前期基本計画の(基本方針
一 施策名一 施策の展開)となっています。前期基
本計画の掲載場所を表示しています。
この場合は、
基本方針5「魅力にあふれ活気に満ちたまちをつ
くる」、施策20「商工業」、施策の展開(3)「労働環
境の改善と就労支援」
となります。



具体的な施策と対応する代表的な指標
として重要業績評価指標(KPI)を1つ設
定しています。アウトカム指標になるよう
に配慮しています。

基本目標1

誰もが活躍し続けられる仕事をつくる《しごと》

数値目標

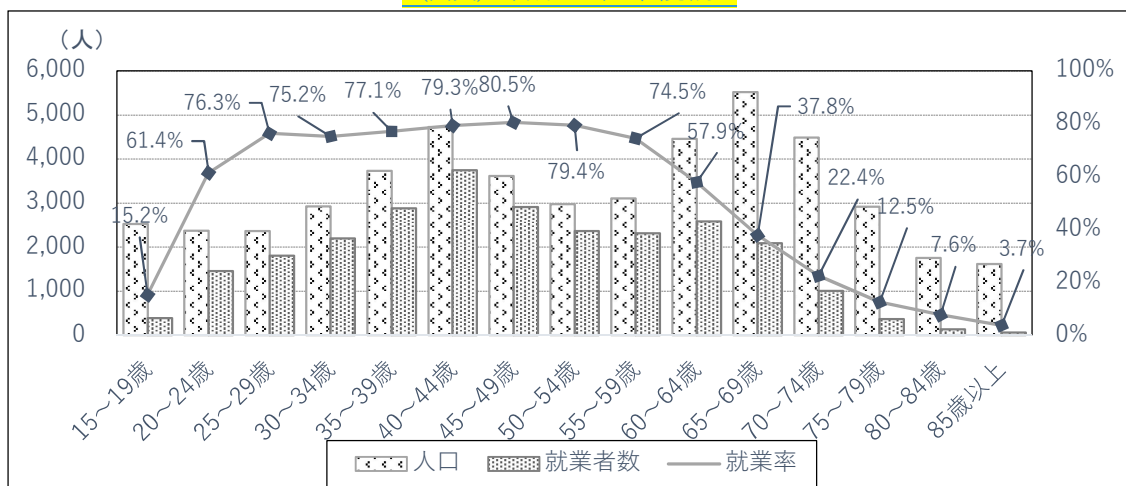
指標名	単位	現状値	目標値
		令和元年度	令和7年度
就業率（生産年齢人口）	%	69.0	70.0
就業率（65歳以上の高齢者）従業員数	%人	22.6 調整中	23.6 調整中
仕事と生活の両立ができている市民の割合 市内総生産額（実質）	%百万円	47.5 211,766 （平成29年度）	50.0 277,362

基本的方向

- いつまでもこのまちに住み続けたいと思えるような地域を実現するためには、やりがいを感じることで魅惑的な仕事や雇用機会を生み出し、誰もが安心して働け、誰もが活躍し続けられる仕事をつくるのが重要です。また、本市の稼ぐ力を高め、地域経済の好循環を創り出すことで、持続可能なまちづくりを進めることができます。
- 本市は、企業誘致に積極的に取り組んできた結果、職住近接した働き方ができる環境が整備されてきました。しかし、多様化する価値観やライフスタイル・ワークスタイルの変化から、特に転出者の多い若い世代にとって魅惑的な仕事を提供する必要があります。また、生産年齢人口の減少が見込まれる現状から、女性やアクティブシニアが地域内において活躍できる環境を整備していくことが大切です。
- 一方、本市において、持続可能なまちづくりを展開するには、特産品の生産維持と開発に取り組むとともに、災害に比較的強く、様々な地域との交通アクセスが容易であるという地域的優位性を生かした産業の振興を図るなど、各企業の強みを生かした独自の産業の創設を目指します。

図表 5歳年齢区分就業率

（出典）平成27年 国勢調査



具体的な施策

(1) 若者の活躍支援

◎新卒者等への就職の支援や若者雇用促進法(略称)に基づく取組を進めることで、若い世代が市内で働きやすい環境を整備します。特に、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の普及・促進を図ります。

ア. 労働環境の改善と就労支援(5-20-3)

- ・若者が働きたいと思える職場づくりを進めるため、若い人材を必要とする企業と連携し、労働環境の改善、雇用機会の創出、就労支援を進めます。

イ. 多様な働き方のできる環境の実現(5-20-4)

- ・都心から約1時間で往来でき、災害に比較的強い地域であるという利点を生かした多様な働き方のできる環境を実現します。

(2) 女性の活躍支援

◎生産年齢人口の減少が見込まれる現状から、潜在的な人材の活用が求められており、女性が自らの個性や能力を発揮し、仕事をしながらワーク・ライフ・バランスが保てるような支援を行います。

ウ. 男女共同参画社会の形成の促進(1-1-2)

- ・性別にとらわれることなく、誰もが個性や能力を発揮できる社会を実現するため、男女共同参画意識の普及啓発、仕事と家庭の両立支援、女性の活躍推進などを行います。

エ. 労働環境の改善と就労支援(5-20-3)【再掲】

- ・女性のライフスタイルやライフステージに応じ、柔軟に働き方を選択できる環境整備をするとともに、子育てにやさしい職場環境づくりや、一人一人がその意思や能力などの個々の事情に応じた多様な柔軟な働き方を選択できるよう、多方面からの就労支援を進めます。

オ. 多様な働き方のできる環境の実現(5-20-4)【再掲】

- ・都心から約1時間で往来でき、災害に比較的強い地域であるという利点を生かした多様な働き方のできる環境を実現します。

(3) アクティブシニアの活躍支援

◎第一線を退いた高齢者の多くは元気であり、これまで培ってきた知識や経験を生かし、社会の担い手として活躍できるように就労や仲間づくりの支援を行います。

カ. 高齢者の健康づくり推進(1-5-1)

- ・高齢者が充実した日常生活を送ることができるよう、就労支援などを通じて、高齢者の社会参加を促進します。

キ. 労働環境の改善と就労支援(5-20-3)【再掲】

- ・アクティブシニアが持つ豊かな経験と知識・能力を生かした、活躍しやすい地域社会や職場環境づくりをするため、活躍の場の開拓や企業とのマッチングを進めます。

(4) 地域産業の振興

◎地域事業者の得意分野のマッチングを行い、地域における独自産業の創設や新たな特産品の創出に取り組みます。また、小規模事業者や新たに創業する事業者への支援を行います。

ク. 産業用地の創出(2-10-5)

- ・旭ヶ丘松の台地区の組合土地地区画整理事業の支援を行い、環境に配慮した工業系市街化区域の整備を進め、市民の就業の場を創出します。

ケ. 商工振興活動の支援（５－２０－２）

- ・市内中小規模の店舗や事業所の支援や、地域経済振興事業に取り組んでいる商工業団体や商工会が、活発に活動できるよう支援します。

コ. 魅力ある農産物の生産支援（５－１９－２）

- ・消費者の購買意欲の向上や消費の拡大を図るため、付加価値のある農産物の生産を支援します。

サ. 林業の振興（５－１９－３）

- ・森林環境譲与税等を活用し、市内の手入れが行き届いていない森林を適切に管理します。

など

関連する重要業績評価指標（KPI）

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和元年度	令和７年度
ア	完全失業率	%	5.4	4.8
イ	サテライトオフィスの誘致件数	件	0	3
ウ	審議会などにおける女性委員の割合	%	43.1	45.0
エ	完全失業率	%	5.4	4.8
オ	サテライトオフィスの誘致件数	件	0	3
カ	高齢者の就業率（65歳以上）	%	22.6	23.6
キ	完全失業率	%	5.4	4.8
ク	旭ヶ丘松の台地区進出企業数	社	0	5
ケ	市内事業所売上額	百万円	85,103	87,600
コ	認定農業者数	人	81	81
サ	公共施設における西川材の使用件数	件	0	5

基本目標2

魅力を活用したにぎわいと新たなひとの流れをつくる《ひと》

数値目標

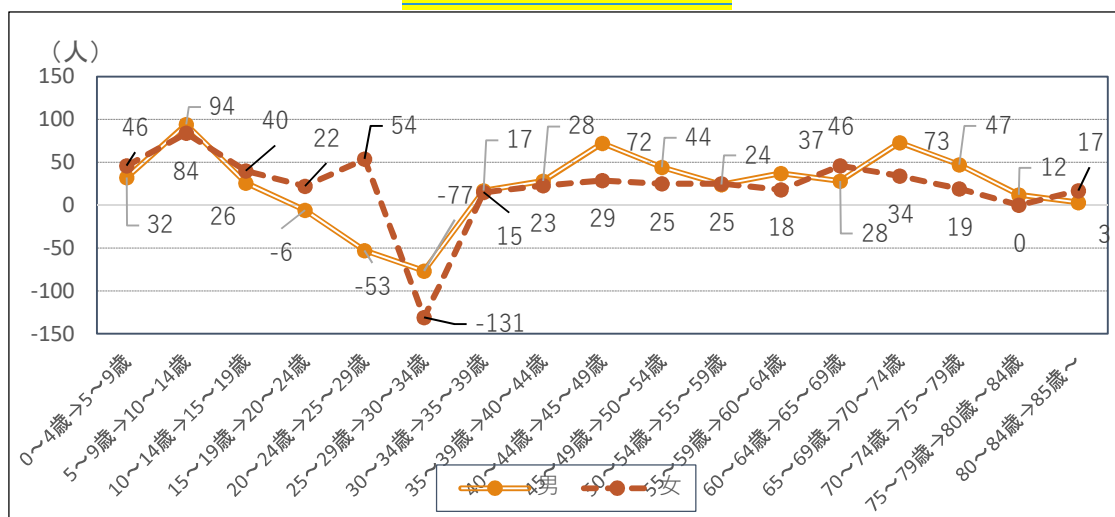
指標名	単位	現状値	目標値
		令和元年度	令和7年度
人口の社会増減	人	△85	0
20代から30代までの若者の転出者の割合	%	11.6	10.0
転入者数 住み続けたいと感じる市民の割合	人%	1,91974.5	2,04075.0

基本的方向

- 本市は、緑や清流などの豊かで美しい自然環境に恵まれているとともに、都心にアクセスしやすく、全国へも容易に移動できる交通の結節点に位置しています。こうした自然・生活環境に囲まれ、比較的広い住宅が確保できることで、様々なライフスタイルを心豊かに実現することのできるまちです。この本市の魅力を市内外に発信するとともに、その魅力を最大限に活用して、にぎわいと新たなひとの流れを作ること、人口減少の抑制を図ります。
- それには、地域に魅力や愛着を感じ、誇りを持てるようなまちづくりを進め、若い世代を中心に住み続けたいと感じる市民を増やす取組が重要です。さらに、子育ての支援体制の構築を進め、都内に在住する子育て世帯をターゲットに様々な施策を展開します。
- また、都心まで1時間程度で往来できる利点を生かし、本市の自然や歴史、文化などに気軽に触れあえることをPRするとともに、余暇を楽しみながら生活できるまちであることを発信していきます。

図表 性別・年齢階級別の人口移動（純移動数）の状況

(出典) 平成27年 国勢調査



具体的な施策

(1) 移住・定住の促進

◎市外から多くのひとが訪れるイベントなどの機会を通じて、本市の魅力を PR することで移住を促進するとともに、市民が住み続けたいと思えるように、郷土の歴史や文化を学ぶ機会を創出します。

ア. 地域の特性に応じた土地利用の推進（２－１０－１）

- ・多世代にわたって介護や子育て等共助の推進を図るとともに移住及び定住による地域の活性化を促進します。

イ. 安心で良好な住環境の整備・保全（２－１０－２）

- ・空き家・空き地バンクにより、利用可能な空き家と利用希望者とのマッチングを支援し、移住、定住を促進します。

ウ. 郷土愛の醸成（３－１５－１）

- ・市民が住み続けたいと思えるように、郷土の歴史・文化・産業等を学ぶ機会を提供します。

エ. 魅力を活用した情報発信（７－２４－４）

- ・市内外の若い世代や子育て世帯に向けて、本市の様々な魅力を市ホームページやＳＮＳ、アプリなどを活用して情報発信することで、「住みたい、住み続けたい」と思う人を増やします。

(2) 子育てに魅力を感じるまちづくりの推進

◎地域での子育て支援体制と保育サービスの充実を図ることで、子育て世代にやさしいまちづくりを推進し、市外から子育て世代を呼び込みます。

オ. 多様な保育サービスの提供（３－１３－１）

- ・保育所、認定こども園、幼稚園など多様な施設により、就労などで家庭において保育が難しい保護者の経済的支援を図るとともに、児童の心身の健全な発達に必要な保育環境を提供します。

(3) まちの魅力発信と観光の推進

◎本市へ多くの観光客を誘致し、観光地の賑にぎわいを創出するため、ＳＮＳなどを通じて魅力発信を行うとともに、「遠足の聖地」プロジェクトを中心に観光PRを推進することで、市外からひとを呼び込みます。

カ. 観光誘客の推進（５－２１－３）

- ・多くの観光客を誘致し、観光地の賑にぎわいを創出するため、市の魅力発信を図ります。

キ. 魅力を活用した体験型観光の推進（５－２１－４）

- ・本市の魅力を生かしたエコツーリズムなどの体験型の観光を推進することで、本市を訪れるひとの流れをつくります。

ク. 文化財の保護と活用（６－２３－１）

- ・市に住み続けたいと思う理由の中で、「歴史・文化資源が充実している」というまちの魅力をさらに伸ばすために、「遠足の聖地」域内の史跡の整備や文化財の情報を発信します。

ケ. 魅力を活用した情報発信（７－２４－４）【再掲】

- ・市外の若い世代や子育て世帯に向けて、本市の様々な魅力を市ホームページやＳＮＳ、アプリなどを活用し情報発信することで、本市を訪れる動機を喚起します。

(4) 若者等の交流支援

◎若者などの交流を支援することで、本市に住み続けたい、住みたいと思ってもらえる取組を推進します。

コ. 郷土愛の醸成（３－１５－１）

- ・若者が「日高に住みたい、住み続けたい」と思えるよう、市の魅力を再認識できる交流を支援します。

など

関連する重要業績評価指標（KPI）

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和元年度	令和７年度
ア	同居近居促進事業居住誘導制度の利用者数（累計）	人	175	550
イ	空き家所有者とのマッチング成立件数（累計）	件	6※	12
ウ	ひ・まわり探検隊の参加率	%	18.2	20.0
エ	インスタグラムのホームページ閲覧数	インプレッション数件	7,202807,534※1	180,000850,000
オ	保育所待機児童数	人	0	0
カ	観光入込客数（年）	千人	3,963	4,069
キ	体験型観光メニュー件数	件	0	20
ク	市民歴史講座参加者数	人	83	120
ケ	ホームページ閲覧数	件	807,534	850,000
コ	同窓会参加率地域内の異なる世代の人と付き合う割合（10・20歳代）	%	040.4	2042.9

※ 令和元年度末までの日高市空き家・空き地バンクの成約数

※1 令和２年４月～６月末時点の閲覧数

基本目標3

出会う、育てる、子どもの笑顔があふれるまちをつくる《結婚・出産・子育て》

数値目標

指標名	単位	現状値	目標値
		令和元年度	令和7年度
婚姻率	%	3.3	3.5
合計特殊出生率	%	1.01 (平成30年)	1.25
保育所待機児童数 地域子育て支援センターの利用者数	人	16,900	17,000

基本的方向

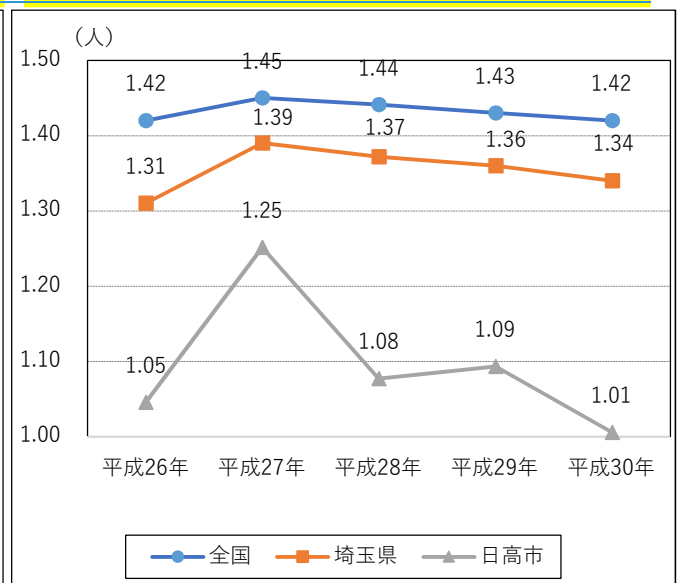
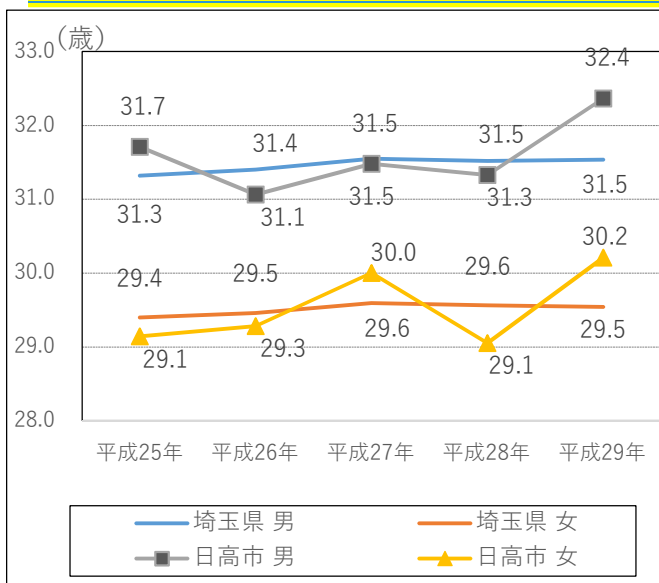
- 本市における最新の合計特殊出生率は、平成30年(2018年)時点で1.01となっており、国(1.42)や県(1.34)の数値と比較してもかなり低い状況です。少子化の進行は、価値観やライフスタイル、ワークスタイルの変化に伴う未婚率の増加や晩婚化による第1子出産年齢の上昇が進んだことや、結婚・出産・子育てに対する経済的負担感や子育てと仕事の両立が難しくなっていることなどの要因が複雑に絡み合い、一層深刻化してきています。そうした課題を解決し、本市において、出会いから子育てにわたり、子どもの笑顔があふれるまちをつくるには、様々な施策を展開していく必要があります。
- こうしたことを踏まえ、次世代の子どもたちを安心して産み育てることができるよう、結婚、出産、育児、教育におよぶ切れ目のない支援を行います。また、豊かな自然環境に囲まれ恵まれた本市において、希望に満ちた未来が思い描ける子育てができる環境の充実を図ります。

図表 平均婚姻年齢

図表 合計特殊出生率

(出典) 埼玉県保健医療政策課「埼玉県の人口動態概況」

(出典) 埼玉県保健医療政策課「埼玉県の人口動態概況」



具体的な施策

(1) 結婚・妊娠・出産支援

◎結婚を望んでいる人への出会いの場を提供します。また、妊娠、出産に関する正しい知識を普及啓発するとともに、妊娠中や出産に関する不安を抱える方への相談や支援を行います。

ア. 地域福祉推進体制の充実（１－３－１）

- ・結婚に向けた支援として、結婚を希望する独身男女が身近な会場でSAITAMA出会いサポートセンターに登録できるようにするため、市内会場での出張登録会の開催を働きかけます。

イ. 子育て環境の充実（３－13－２）

- ・安心して子どもを産み育て、子育ての喜びを実感できるようにするため、子育て家庭を支援します。

(2) 働く子育て世帯の支援

◎安心して子育てができるように、出産や育児を経て復職したいと思える保育サービスなどの充実を図ることで、子どもを預けやすい環境を整備します。また、ひとり親世帯や生活困窮世帯などの子どもへの支援を行います。

ウ. 多様な保育サービスの提供（３－13－１）

- ・就労等により児童の保育が難しい保護者へ保育施設を提供し、経済的支援を行います。

エ. 子育て環境の充実（３－13－２）

- ・子育て中の保護者の緊急的な保育需要や育児疲れを解消するため、リフレッシュしたい時など、安心して子どもを預けることができる環境を整備します。

(3) 特色ある教育の実践

◎小中一貫教育を通じた特色ある教育により、自ら考え、創造力をもって問題を解決できるような未来を担う人材を育みます。

オ. 確かな学力の育成、豊かな心の育成及び健康・体力の増進（３－14－１）

- ・児童生徒一人一人の学力を伸ばす教育を推進します。
- ・外国語教育の充実を図ります。

カ. 質の高い学校教育の推進（３－14－２）

- ・GIGAスクール構想を実現し、児童生徒一人一人がICTを十分に活用し授業に取り組める環境を整備します。

キ. コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育の推進（３－14－３）

- ・各学校が地域の特色を生かした15歳像を目標に、小・中学生の9年間、一貫した教育を行うことで、子どもたちが自ら課題を設定し、自ら考え、創造力をもって未来を^{ひら}拓拓ける人材となるよう、コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育を地域と共に推進します。

(4) 子どもをのびのび育てるための環境づくり

◎子どもをのびのび育てる環境や自然体験学習を充実させ、自然の中で子育てをしたい人のニーズに対応します。豊かな自然に恵まれた本市の特徴を生かした学習環境を整備します。

ク. 小・中学校の統合を含む施設環境の維持向上（３－14－４）

- ・安全で快適な学習環境を確保するため、既存施設の老朽化対策などを^{ひら}行います。また、小中一貫校を見据えた学校教育施設の改修を推進します。

関連する重要業績評価指標（KPI）

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和元年度	令和7年度
ア	S A I T A M A 出会いサポートセンター登録者数	人	58	82
イ	新生児訪問件数の実施割合	%	94.5	98.0
ウ	保育所待機児童数	人	0	0
エ	ファミリー・サポート・センター利用回数	回	785	1,000
オ	学力が伸びた児童生徒の割合埼玉県学力・学習状況調査における学力が伸びた児童生徒の割合	%	64.8	85.0
カ	授業における児童生徒のICT機器活用率	%	0.8	95.0
キ	中学校1年生の不登校の割合	%	2.2	1.0
ク	小中一貫校の開校数 小中学校の年間電気使用量	校 MWh	0 1,326	3 1,190

基本目標4

安心して住み続けられるまちをつくる《まち》

数値目標

指標名	単位	現状値	目標値
		令和元年度	令和7年度
住み続けたいと感じている市民の割合	%	74.5	75.0
環境に配慮した生活をしている市民の割合	%	73.5	76.0
災害に対して住んでいる地域は安全だと感じている市民の割合	%	63.0	65.5

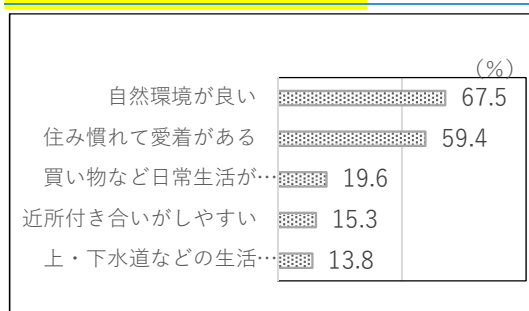
基本的方向

- 本市を訪れたい、本市に住み続けたいと思えるようなまちをつくるためには、本市の魅力である豊かな自然環境を将来にわたって保全するとともに、都市機能、日常生活サービス機能を維持・確保し、安心して暮らすことができると思える地域づくりを進めることが重要です。また、市民一人一人が健康で生きがいを持ち、地域でのコミュニティ活動を活性化することが、将来にわたっての魅力的なまちづくりにつながります。
- そのためには、今ある自然を適切に維持するために、全国初の可燃ごみのセメント資源化処理をはじめ、循環型社会をより一層推進するなど、地球温暖化対策にも配慮する必要があります。
- また、市民が快適に暮らすことができるよう道路や公共交通などのインフラ施設の整備・維持を計画的に進めることで、自然災害に強い安心なまちづくりを進めます。さらに、将来的な人口規模縮小に伴う財政運営に配慮した公共施設の再編を進めるとともに、行政サービスの質の向上を目指します。
- 一方、誰もが生き生きと健康を実感しながら暮らせるよう、生涯にわたってスポーツを楽しみ、健康を維持する取組を行うとともに、地域支え合いの仕組みの充実など、コミュニティ活動を推進します。また、県や近隣自治体と連携し、観光や施設利用、交通アクセスなどの広域的な課題にも取り組みます。

図表 住み続けたいと思う主な理由

(出典) 第6次日高市総合計画策定のための

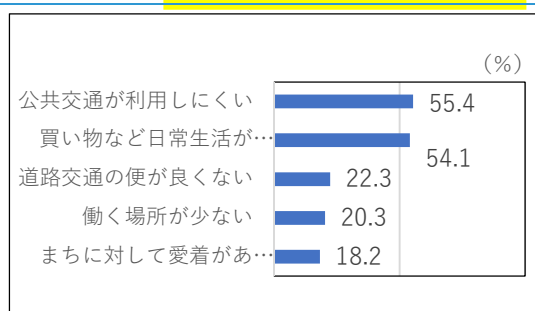
まちづくり 市民アンケート調査



図表 住み続けたくないと思う主な理由

(出典) 第6次日高市総合計画策定のための

まちづくり 市民アンケート調査



具体的な施策

(1) 自然豊かな環境の保全

◎豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、緑と清流などの自然の保全に取り組むとともに、環境負荷が少ないライフスタイルの実現に向けた意識啓発を行い、地球温暖化防止対策を推進します。
地球温暖化やその他の環境問題に取り組めます。

ア. 緑と清流の保全（４－１７－１）

- ・日和田山や高麗川をはじめとする豊かな自然環境を次世代に継承するため、緑と清流の保全に取り組めます。
- ・良好な自然環境を保全するため、ふるさとの森第２号地を指定します。
- ・環境負荷が少ないライフスタイルの実現に向けた意識啓発を行い、地球温暖化防止対策を推進します。

(2) 良好な生活環境の整備、維持

◎将来の人口減少に備え、都市のコンパクト化と公共施設の再編を進めるとともに、行政サービスの質の向上を目指します。また、交通手段の確保や都市機能の整備を進めます。

イ. 高齢者等の移動困難者の交通手段の確保（２－７－２）

- ・高齢者等の移動困難者が安全に移動できるよう支援します。

ウ. 防災体制の強化（２－８－１）

- ・災害が発生した状況でも、市民の不安を軽減できる防災対応力の強化を図り、安心で安全なまちづくりを推進します。

エ. 地域の特性に応じた土地利用の推進（２－１０－１）

- ・都心へ１時間通勤圏であるという魅力を最大限に発揮できるよう、駅等を中心としたコンパクトなまちづくりを目指します。
- ・ＪＲ高麗川駅東口の開設に向けた東西自由通路及び都市計画道路高麗川駅東口通線などの整備を積極的に進めるとともに、都市機能が充実した利便性のよいまちづくりを推進します。
- ・旭ヶ丘松の台地区の組合土地地区画整理事業の支援を行い、環境に配慮した工業系市街化区域の整備を進め、市民の就業の場を創出します。

オ. 情報化の推進（７－２５－３）

- ・市民サービスの質の向上及び業務の効率化のため、行政手続のオンライン化を推進します。

(3) 生涯スポーツ・健康のまちづくり

◎誰もが生涯にわたって、健康と体力を維持してスポーツや余暇を楽しめるよう、生活習慣病予防や健康教室を通じて健康づくりを支援します。

カ. 高齢者の健康づくり推進（１－５－１）

- ・高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、介護予防のための運動などを推進します。

キ. 健康長寿の促進（１－６－１）

- ・市民一人一人の生涯にわたる健康づくりの取組を支援するため、豊かな自然や環境に恵まれた本市の特長を生かしながら、運動普及推進員や食生活改善推進員などの団体と連携し、地域と一緒に取り組む生活習慣病予防や健康教室を推進します。

ク. スポーツ・レクリエーションの振興（６－２２－３）

- ・市民の健康・体力づくりを推進するため、社会体育施設の利用を促進します。

- ・市民がスポーツに親しみ、楽しむことができるようにするため、各種スポーツ教室やスポーツ大会を開催します。

(4) 地域連携、コミュニティ活動の促進

◎地域支え合いの仕組みの充実など、コミュニティ活動を支援します。また、県や近隣自治体と連携し、観光や施設利用、交通アクセスなどの広域的な課題に取り組みます。

ケ. 地域福祉推進体制の充実（１－３－１）

- ・子ども、高齢者、障がい者、生活困窮者等、地域に住む全ての人の生活課題について、関係者等が集まり、地域で何が必要か、何ができるか等について協議・検討する場を設けるとともに、地域支え合いの拠点整備を進めます。

コ. 県道や都市計画道路の整備促進（２－９－１）

- ・交通渋滞を解消させ、近隣都市間の交流を円滑にするため、関係する市町と連携し、国県道の整備が進むように働きかけを行います。

サ. 公民館の充実（６－２２－２）

- ・高萩地区の生涯学習拠点のみならず、活動拠点でもある高萩公民館（兼出張所）を新築し、地域連携、コミュニティ活動を支援します。

シ. 市民参加活動の推進（７－２４－１）

- ・社会福祉法人日高市社会福祉協議会のボランティアセンター機能の充実を支援し、ボランティア活動等を振興します。

~~ス. 地域コミュニティ活動の促進（７－２４－２）~~

~~→地域におけるつながりを高め、様々な地域課題を解決するとともに、安心して暮らしやすいまちをつくるため、自治会や市コミュニティ協議会の活動を支援し、地域におけるコミュニティ活動の促進を図ります。~~

~~セ. 広域行政・産学官連携の推進（７－２５－２）~~

- ・近隣自治体と連携して地域資源や特性を生かした魅力と活力あるまちづくりに取り組みます。

など

関連する重要業績評価指標（KPI）

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和元年度	令和７年度
ア	自然観察会の開催回数 子どもたちを対象とした環境イベント等の開催回数	回	114	126
	エコアクション21 認証・登録件数	件	1	5
イ	高齢者等の移動困難者の支援率 数	% 件	16.5 1,637	26.0 2,500
ウ	自主防災組織の訓練実施率	%	40.0	80.0
エ	鉄道駅の日当たり平均乗車人数 （JR 高麗川駅・JR 武蔵高萩駅の計）	人/日	7,911 9,371	7,973 9,450
オ	行政手続のオンライン化件数	件	44	55
カ	介護予防の運動に取り組む高齢者の延べ人数	人	39,825	42,750
キ	特定保健指導実施率	%	14.7 (平成30年度)	60.0

ク	健康管理に取り組んでいる市民の割合	%	63.9	67.5
ケ	地域福祉推進組織の立ち上げか所	か所	0	4
コ	都市計画道路の整備率	%	60.7	65.0
サ	公民館利用者数	人	26,282	30,000
シ	ボランティア登録団体数	団体	93	100
ス	区加入世帯数	世帯	18,870	19,000
セス	相互利用協定締結市町数	市町	10	10

IV. 前期基本計画（分野別施策）における施策の方向性

【基本方針1】健やかに暮らし互いを認め合い支え合えるまちをつくる

市民が安心して生活できるよう互いの多様性を認め合い、人権を尊重する心豊かな人を育みます。

慣れ親しんだ生活環境の中で、誰もが健康で、安心して自立した生活を送ることができるよう、互いに支え合い、助け合う環境づくりに取り組みます。

市民が互いに協力し合える地域福祉活動を推進するとともに、高齢者や障がい者が地域の中で生きがいを持った生活を送ることができ、積極的に社会参加できるような環境を整えます。

誰もが健康的な生活を送り、生涯を通じて健康の保持と増進を図る取組を推進するとともに、医療機関等との協力体制の充実を図り、地域医療提供体制の強化を図りに取り組みます。

1 健やかに暮らし互いを認め合い支え合えるまちをつくる

(1) 人権・男女共同参画

(2) 国際化・多文化共生

(3) 地域福祉

(4) 障がい者福祉

(5) 高齢者福祉

(6) 健康づくり

【基本方針2】安全で快適に暮らせるまちをつくる

市民の防災意識や防犯意識を高め、地域や企業などとの連携を強化することにより、災害に強く、犯罪が起きにくい自主防災・防犯の地域づくりに取り組むとともに、高齢社会を見据えた公共交通の充実を図り、交通弱者への対策を推進します。

高齢者が増加する社会を見据え、消防署、消防団等が連携して市民が安心して生活ができる地域消防力の強化を図るとともに、消防や医療機関との連携により救急ニーズの多様化への対応や救急活動体制の充実に努めます。

首都近郊に位置し、鉄道や国・県道が整備されている本市の生活利便性を更に高める道路交通網の整備や大雨等の自然災害に強い河川や水路整備を推進します。

安心して生活できるよう都市基盤を整備とし、圏央道インターチェンジに近接する立地条件を生かして、商業や工業の恒常的な発展を進めるとともに、企業誘致を推進します。

災害を未然に防ぐ都市基盤の整備、災害時でも安定した水道の供給や下水道の処理ができる災害に強い強靱なまちづくりを推進します。

2 安全で快適に暮らせるまちをつくる

(7) 交通

(8) 危機管理・防災・防犯

(9) 道路・河川

(10) 都市づくり

(11) 水道

(12) 下水道

【基本方針3】子どもがのびのびと成長し地域の絆で育むまちをつくる

妊娠から出産、育児に至るまで、全ての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域の連携とふれあいの輪を広げ、子育て環境の一層の充実を図るとともに、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めます。

家庭、学校、行政などが連携して地域に根ざした本市だからこそ可能な教育に取り組むとともに、児童・生徒の学力と体力を伸ばし、創造性や主体性豊かな子どもを育む学校教育や教育環境の充実を図ります。

地域や社会で活躍できる青少年を育成し、自らの生き方を主体的に選択し、生き生きと学習できる環境を整えます。

3 子どもがのびのびと成長し地域の絆で育むまちをつくる

(13) 子育て支援

(14) 学校教育

(15) 青少年健全育成

【基本方針4】 豊かな自然と調和したまちをつくる

都心に近接し交通に比較的恵まれた立地条件の中で市民が安らぎを感じ、安心して暮らせる良好な生活環境の充実に努めます。

奥武蔵の山々を望めるなど市内外の多くの人を魅了する憩いの空間を守るため、自然環境の保全に努めます。

気候変動が顕著になる中、更なる循環型社会づくりを推進します。

4 豊かな自然と調和したまちをつくる

(16) 生活環境

(17) 自然環境

(18) 循環型社会

【基本方針5】 魅力にあふれ活気に満ちたまちをつくる

圏央道インターチェンジに近接するという道路交通網に恵まれた立地条件の中で、農業と商工業をバランス良く発展させ、安心と活気にあふれたまちづくりを推進します。

豊かな自然と安らぎの水辺環境、市内各地に存在する歴史的財産を生かし観光スポットの魅力向上を図ります。

5 魅力にあふれ活気に満ちたまちをつくる

(19) 農林業

(20) 商工業

(21) 観光

【基本方針6】 生涯にわたり生きがいを持って学べるまちをつくる

市民が自主的・主体的に学習活動を行うことができる場の充実に努め、生涯学習活動の積極的な推進を図ります。

市内各地に存在する歴史的財産や先人から伝承されてきた日高市特有の文化を後世に引き継ぎ、ここにしかないふるさとづくりに取り組みます。

6 生涯にわたり生きがいを持って学べるまちをつくる

(22) 生涯学習・社会教育

(23) 歴史・文化

【基本方針7】信頼される行政運営を推進するまちをつくる

市民の情報格差をなくし、情報化の恩恵を享受する Society5.0 の実現に努めるに向けて取り組むとともに、市民との協働による地域コミュニティの充実に努めることにより、市の活力を維持し、市民が積極的にまちづくりに取り組む環境の醸成を図ります。

市民に恒常的かつ適切なサービスを提供し続ける行政運営の強化を図るため、効率的な行政運営と安定した財政基盤の確保に努めます。

地域間連携や産学官連携を進め広域的な課題に対応するとともに、それぞれの強みを生かした地域課題の解決を図ります。

7 信頼される行政運営を推進するまちをつくる

(24) 市民参加・情報共有

(25) 行政運営

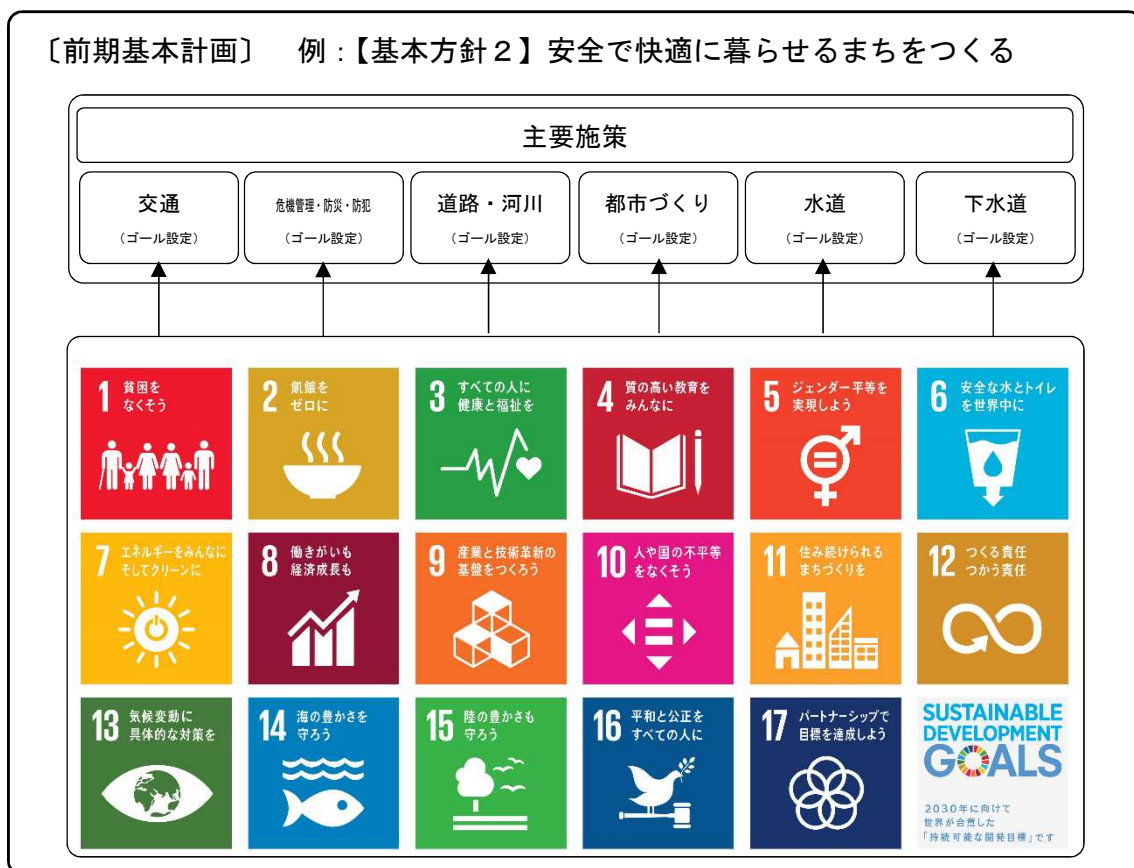
(26) 財政運営

V. 分野別計画と SDGs

1. 分野別計画における SDGs の位置付け

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28 年 (2016 年) から令和 12 年 (2030 年) までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。本計画では、その考えを踏まえ主要施策ごとに対応するゴールを設定し、計画を推進していきます。



2. 分野別計画における SDGs の推進

本計画における主要施策 26 項目と SDGs の 17 ゴールとの対応は、以下のとおりです。

〔主要施策と SDGs/ゴールの対応表〕

施策区分	SDGs/ゴール																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
施策 1 人権・男女共同参画			<u>○</u>	○	○			<u>○</u>		○						○	<u>○</u>
施策 2 国際化・多文化共生				○						○						○	
施策 3 地域福祉	○	○		○				○		○							
施策 4 障がい者福祉			○					○		○							
施策 5 高齢者福祉	○	○						○		○	○					○	
施策 6 健康づくり			○														
施策 7 交通			○								○						
施策 8 危機管理・防災・防犯			○								○		○				
施策 9 道路・河川											○		○				
施策 10 都市づくり								<u>○</u>	○		○		○				
施策 11 水道						○					○		○				
施策 12 下水道						○					○		○				
施策 13 子育て支援	○	○		○				○								○	
施策 14 学校教育				○													
施策 15 青少年健全育成			○														
施策 16 生活環境			○			○					○			○			
施策 17 自然環境			<u>○</u>			○	○				○	○	○		○		
施策 18 循環型社会						○						○		○			
施策 19 農林業		○		○											○		
施策 20 商工業				○				○									
施策 21 観光								○				○					
施策 22 生涯学習・社会教育				○													
施策 23 歴史・文化											○						
施策 24 市民参加・情報共有																○	○
施策 25 行政運営																○	○
施策 26 財政運営										○	○	○				○	

前期基本計画 施策と施策の展開一覧

【基本方針1】 健やかに暮らし互いを認め合い支え合えるまちをつくる

施策1 人権・男女共同参画

- (1) 人権啓発の推進
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進

施策2 国際化・多文化共生

- (1) 国際交流活動の推進
- (2) 外国人市民に優しいまちづくりの推進

施策3 地域福祉

- (1) 地域福祉推進体制の充実
- (2) 低所得者などに対する支援の充実
- (3) 民生委員・児童委員の活動支援

施策4 障がい者福祉

- (1) 地域生活の支援
- (2) 就労への支援
- (3) 医療費の助成

施策5 高齢者福祉

- (1) 高齢者の健康づくり推進
- (2) 高齢者の地域生活支援
- (3) 介護保険サービスの充実

施策6 健康づくり

- (1) 健康長寿の促進
- (2) 生活習慣病の発症・重症化予防の推進
- (3) 健康を支え守るための環境整備
- (4) 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の健全な運営及び国民年金制度の趣旨普及

【基本方針2】 安全で快適に暮らせるまちをつくる

施策7 交通

- (1) 公共交通の利用促進
- (2) 高齢者等の移動困難者の交通手段の確保
- (3) 交通安全の推進

- (4) 自転車安全利用の推進

施策 8 危機管理・防災・防犯

- (1) 防災体制の強化
- (2) 消防体制の強化
- (3) 防犯活動の推進

施策 9 道路・河川

- (1) 県道や都市計画道路の整備促進
- (2) 生活道路の整備
- (3) 道路の維持管理
- (4) 橋りょうの維持管理と河川環境の保全

施策 10 都市づくり

- (1) 地域の特性に応じた土地利用の推進
- (2) 安心して良好な住環境の整備・保全
- (3) 土地区画整理事業の推進
- (4) 安心して魅力ある公園・緑地づくり
- (5) 産業用地の創出

施策 11 水道

- (1) 安心して安定した水道水の供給
- (2) 災害に強い給水体制の確立
- (3) 水道事業の運営基盤の強化

施策 12 下水道

- (1) 污水处理施設の整備
- (2) 雨水処理施設の整備
- (3) 下水道施設の維持管理

【基本方針 3】子どもがのびのびと成長し地域の絆で育むまちをつくる

施策 13 子育て支援

- (1) 多様な保育サービスの提供
- (2) 子育て環境の充実
- (3) ひとり親家庭の自立支援

施策 14 学校教育

- (1) 確かな学力の育成、豊かな心の育成及び健康・体力の増進

- (2) 質の高い学校教育の推進
- (3) コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育の推進
- (4) 小・中学校の統合を含む施設環境の維持向上
- (5) 学校給食の充実

施策 15 青少年健全育成

- (1) 郷土愛の醸成
- (2) 青少年の健全育成
- (3) 体験活動・多世代との交流活動の推進

【基本方針 4】 豊かな自然と調和したまちをつくる

施策 16 生活環境

- (1) 生活環境の保全
- (2) 河川等の水質汚濁の防止

施策 17 自然環境

- (1) 緑と清流の保全
- (2) 地球温暖化やその他の環境問題への取組

施策 18 循環型社会

- (1) ごみの減量と再資源化の推進
- (2) ごみの適正な処理
- (3) し尿の適正な処理

【基本方針 5】 魅力にあふれ活気に満ちたまちをつくる

施策 19 農林業

- (1) 農業の振興
- (2) 魅力ある農産物の生産支援
- (3) 林業の振興

施策 20 商工業

- (1) 企業への支援
- (2) 商工振興活動の支援
- (3) 労働環境の改善と就労の支援
- (4) 多様な働き方のできる環境の実現

施策 21 観光

- (1) 自然と歴史を生かした観光地整備の推進
- (2) 広域で連携した観光の推進
- (3) 観光誘客の推進
- (4) 魅力を活用した体験型観光の推進

【基本方針 6】生涯にわたり生きがいを持って学べるまちをつくる

施策 22 生涯学習・社会教育

- (1) 生涯学習の推進
- (2) 公民館の充実
- (3) スポーツ・レクリエーションの振興
- (4) 読書に親しめる環境の整備

施策 23 歴史・文化

- (1) 文化財の保護と活用
- (2) 芸術・文化の振興

【基本方針 7】信頼される行政運営を推進するまちをつくる

施策 24 市民参加・情報共有

- (1) 市民参加活動の推進
- (2) 地域コミュニティ活動の促進
- (3) 広報広聴・情報発信・情報公開の推進
- (4) 魅力を活用した情報発信

施策 25 行政運営

- (1) 持続可能な行政運営の推進
- (2) 広域行政・産学官連携の推進
- (3) 情報化の推進
- (4) 市民サービスの向上

施策 26 財政運営

- (1) 健全な財政運営の推進
- (2) 財源の確保
- (3) 公有財産の適正な維持管理

施策の見方

基本方針1 健やかに暮らし互いを認め合い支え合えるまちをつくる			
施策1	人権・男女共同参画		
施策目標・評価指標			
全ての人が多様な人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、男女があらゆる機会を通じて参画できる社会の実現を目指します。			
指標名	単位	現状値 令和元年度	目標値 令和7年度
女性の活躍を多面的に支援する地域だと思える人の割合	%	7.5	10.0
現状と課題			
○同和問題をはじめ、家庭内暴力、いじめ、児童・高齢者・障がい者への虐待、インターネットを利用した人権侵害、ヘイトスピーチなど人権を侵害する事案が多様化、複雑化しています。市民一人一人の人権意識を高めるため、教育・行政が一体となり、様々な人権課題について、全世代に対して効果的な教育啓発を行っていくことが必要です。 ○平成28年に差別を解消する目的で障がい者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法が施行され、人権問題を解消するための取組をより一層推進していく必要があります。様々な人権問題の実態を把握するとともに、人権侵害に対する救済を図るため、相談体制の充実と関係機関の連携強化を図っていくことが必要です。 ○男女平等意識が年々高まりを見せている中で、女性の活躍が推進され、共働き世帯も増加しています。一方で、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識が未だに根強く残っています。家庭での役割分担の見直しや職場における環境整備等を行うことにより、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図っていくことが必要です。 ○配偶者等からの暴力に関して、市への相談件数は増加傾向ではありませんが、全国的に配偶者暴力相談センターや警察への相談件数、住民票の写しの交付等を制限する支援措置の件数は、年々増加しています。配偶者等からの暴力については、被害者が相談するほどでもない認識している場合も多いため、相談体制を充実し事案の解決を図っていくことが必要です。			
※グラフ・データ表			
○市民意識調査結果（令和2年3月） 「仕事と家庭を両立するために必要な条件」			

施策番号、名称

施策の達成度を測るための指標を設定しています。

※評価指標について

○施策1、3、5～8、14～17、20～24
まちづくり市民アンケート調査等のアンケート調査で、「そう思う、まあそう思う」や「している、ある程度している」などと回答した人の割合です。

○施策2、4、9、11、12、19
まちづくり市民アンケート調査で、各施策の満足度についての回答を次のように点数化し総和平均値により評価しました。

満足	5点
やや満足	4点
普通	3点
やや不満	2点
不満	1点

施策の展開																	
(1) 人権啓発の推進 - 全ての人が様々な人権課題について正しく理解し、互いを尊重しながら平和で共生できる社会を実現するため、家庭、学校、地域など、あらゆる機会を通じて、人権教育、啓発などを推進します。 - いじめやLGBTへの差別などの人権問題について、解決や解消に向けた援助をするため、人権に関する相談体制の充実を図ります。																	
★(2) 男女共同参画社会の形成の促進【1-（2）女性の活躍支援】 - 性別にとらわれることなく、誰もが個性や能力を発揮できる社会を実現するため、男女共同参画意識の普及啓発、仕事と家庭の両立支援、女性の活躍推進などを行います。 - 配偶者等からの暴力について、正しい知識の普及啓発を行うとともに、被害者の保護や自立支援を行い、安心した生活が送れるようにするための相談体制の連携強化を図ります。																	
施策の展開の成果指標																	
No.	指標名	単位															
(1)	人権講演会などへの参加者数	人	1,974														
(2)	審議会などにおける女性委員の割合	%	43.1														
主な個別計画																	
第5次日高市男女共同参画プラン（令和3年度～令和7年度）																	
ヘイトスピーチ	特定の国の出身であることや子孫であることのみを理由として日本社会から追い出したり、一方的に危害を加えたりするなどの不当な差別的言動を指す。																
LGBT	レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーの頭文字を取った言葉で、性的少数者を表す言葉の一つ																
〔主要施策とSDGs/ゴールの対応表〕																	
施策区分	SDGs/ゴール																
施策1 人権・男女共同参画	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17

施策を実現するための具体的な方策を記述しています。

★はリーディングプロジェクトに該当していることを表しています。【 】は対応するリーディングプロジェクト名です。

施策の展開と対応する代表的な指標を1つ設定しています。

本文中の用語に対して、脚注として説明を記載しています。

この施策がどのSDGsのゴールに対応するかを表しています。

施策目標・評価指標

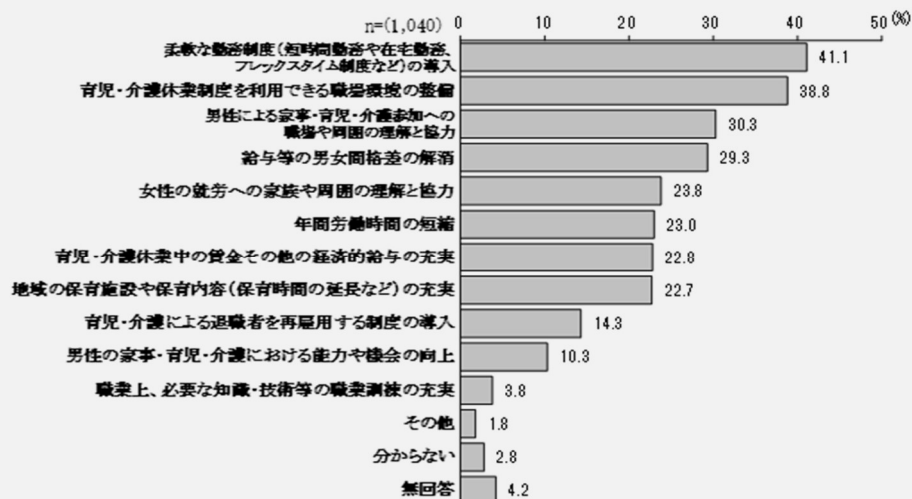
全ての人が多様な人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、男女があらゆる機会を通じて参画できる社会の実現を目指します。

指標名	単位	現状値	目標値
		令和元年度	令和 7 年度
女性の活躍を多面的に支援する地域だと思ふ人の割合	%	7.5	10.0

現状と課題

- 同和問題をはじめ、家庭内暴力、いじめ、児童・高齢者・障がい者への虐待、インターネットを利用した人権侵害、ヘイトスピーチ※1など人権を侵害する事案が多様化、複雑化しています。市民一人一人の人権意識を高めるため、教育・行政が一体となり、様々な人権課題について、全世代に対して効果的な教育及び啓発を行っていくことが必要です。
- 平成 28 年に差別を解消する目的で障がい者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法（以上 3 法は略称）が施行され、人権問題を解消するための取組をより一層推進していく必要があります。様々な人権問題の実態を把握するとともに、人権侵害に対する救済を図るため、相談体制の充実と関係機関の連携強化を図っていくことが必要です。
- 男女平等意識が年々高まりを見せている中で、女性の活躍が推進され、共働き世帯も増加しています。一方で、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識がいまだに根強く残っています。家庭での役割分担の見直しや職場における環境整備等を行うことにより、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図っていくことが必要です。
- 配偶者等からの暴力に関して、市への相談件数は増加傾向ではありませんが、全国的に配偶者暴力相談センターや警察への相談件数、住民票の写しの交付等を制限する支援措置の件数は、年々増加しています。配偶者等からの暴力については、被害者が相談するほどでもないと認識している場合も多いため、相談体制を充実し事案の解決を図っていくことが必要です。

仕事と家庭を両立するために必要な条件（市民意識調査結果）



施策の展開

(1) 人権啓発の推進

- ・全ての人が様々な人権課題について正しく理解し、互いを尊重しながら平和で共生できる社会を実現するため、家庭、学校、地域など、あらゆる機会を通じて、人権教育、啓発などを推進します。
- ・いじめやLGBT※2への差別などの人権問題について、解決や解消に向けた援助をするため、人権に関する相談体制の充実を図ります。



(2) 男女共同参画社会の形成の促進【1－（2）女性の活躍支援】

- ・性別にとらわれることなく、誰もが個性や能力を発揮できる社会を実現するため、男女共同参画意識の普及及び啓発、仕事と家庭の両立支援、女性の活躍推進などを図ります。
- ・配偶者等からの暴力について、正しい知識の普及啓発を行うとともに、被害者の保護や自立支援を行い、安心した生活が送れるようにするための相談体制の連携強化を図ります。

施策の展開の成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和元年度	令和7年度
(1)	人権講演会などへの参加者数	人	1,974	2,000
(2)	審議会などにおける女性委員の割合	%	43.1	45.0

主な個別計画

第5次日高市男女共同参画プラン（令和3年度～令和7年度）

※1 ヘイトスピーチ 特定の国の出身であることや子孫であることのみを理由として日本社会から追い出したり、一方的に危害を加えたりするなどの不当な差別的言動を指す。

※2 LGBT レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーの頭文字を取った言葉で、性的少数者を表す言葉の一つ

〔主要施策とSDGs/ゴールの対応表〕

施策区分	SDGs/ゴール																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
施策1 人権・男女共同参画			○	○	○			○		○						○	○

基本方針 1 健やかに暮らし互いを認め合い支え合えるまちをつくる

施策 2

国際化・多文化共生

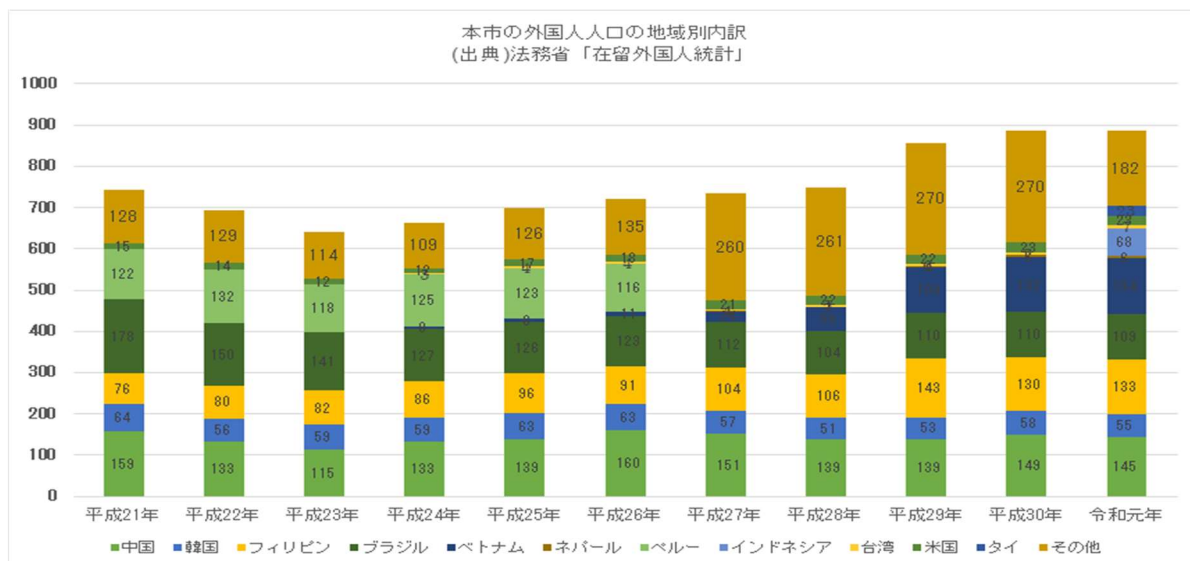
施策目標・評価指標

国際理解を深める機会を提供するとともに、外国人市民が暮らしやすい環境を整えます。

指標名	単位	現状値	目標値
		令和元年度	令和 7 年度
「多文化共生」の取組に対する満足度	点 (5 点満点)	2.92	3.10

現状と課題

- 平成 8 年度に大韓民国烏山市と友好都市の締結を行い、平成 15 年度から小学生のサッカースポーツ交流事業など、市民同士の国際交流活動を進めています。今後も次世代が共に未来を創るパートナーとなれるよう国際交流活動の充実が必要となります。
- ラグビーワールドカップ 2019 日本大会や東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、コロナ禍で先行き不透明なところはありますが、更なる国際化の進展や国際交流機会の増加が予測されています。
- 令和 2 年 1 月 1 日時点の外国人住民は 886 人で、年々増加しており、出入国管理法改正などにより、今後、外国人労働者が増加することが予測されています。
- 外国人市民の中には、日本語が十分理解できなかったり、文化や生活習慣の違いで地域になじめなかったり、孤立してしまうような場合もあります。災害時等においては、要配慮者である外国人市民に対して、迅速に情報を伝達する方法、地域における支援の体制整備が必要となります。外国人市民が適切に行動でき、日常生活でも安心して生活できるようにするため、多言語による災害情報や防犯情報を得る方法などを周知しています。



(単位：人)

施策の展開

(1) 国際交流活動の推進

- ・グローバル化の進展に伴い、国際感覚を養うとともに異文化への理解を深め、国際的な視点を持つ人材を育成するため、友好都市である大韓民国烏山市との交流など国際交流活動を推進します。
- ・独立行政法人国際交流基金日本語国際センターが実施するワンナイトステイ事業※（様々な国の人たちとの交流）への協力を通じて、様々な国の方との交流から市民の国際理解を促進します。

(2) 外国人市民に優しいまちづくりの推進

- ・災害時等における外国人市民への的確な情報を周知するため、多言語による情報提供の充実及び通訳・翻訳ボランティアの増員を図ります。
- ・外国人市民が地域で孤立することなく、安心して支え合いながら暮らすことができるようにするため、市国際交流協会と連携し、日本語教室や外国人相談サロンなどの支援事業を推進します。

施策の展開の成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和元年度	令和7年度
(1)	ワンナイトステイ事業登録家庭数	家庭	8	10
(2)	災害時等通訳・翻訳ボランティア登録者数	人	61	70

主な個別計画

—

- ※ ワンナイトステイ事業 独立行政法人国際交流基金日本語国際センターが行う研修の参加者に対して日本人の生活、習慣、考え方に接する機会を提供するため、1泊2日のホームステイを受け入れる事業

〔主要施策とSDGs/ゴールの対応表〕

施策区分	SDGs/ゴール																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
施策2 国際化・多文化共生				○						○						○	

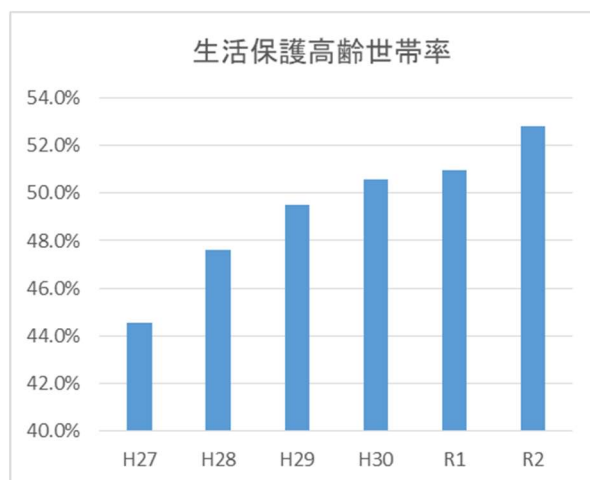
施策目標・評価指標

一人一人が尊重され、健やかに暮らせるよう、地域で共に助け合い、支え合う地域社会の実現を図ります。

指標名	単位	現状値	目標値
		令和元年度	令和 7 年度
頼りになる知り合いが近所にいると感じている人の割合	%	53.0	53.5

現状と課題

- 生活保護制度は、健康で文化的な最低限度の生活の保障と、その自立の助長に重要な役割を果たしています。近年は、就労により自立する世帯が増加していますが、一方で、高齢者世帯は増加しており、そのほとんどが単身者となっています。高齢者や単身者の増加に伴う必要な支援の充実を図るとともに、生活の安定と自立助長を促すための支援を展開する必要があります。
- 生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにするための制度であり、生活困窮者の自立支援を行っていく上では関係機関との連携が重要となります。生活困窮者自立支援制度に基づき、生活困窮に至るリスクの高い人の把握と、一層の支援を図ります。
- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさ、孤立や生活困窮に至るリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、社会との関わりを基礎として自律的な生活を継続していくことを支援する機能の強化が求められています。社会福祉士などによる対人支援は、「課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」を両輪としていくことが必要です。なお、伴走型支援を実践する上では、社会福祉士などによるものと地域住民同士の支え合いによるものの双方の視点を重視する必要があり、それによりセーフティネットを強化し、重層的なものにする必要があります。



(出典) 福祉行政報告例（各年度 4 月分）より、全保護世帯の高齢者世帯の占める割合。

施策の展開

- ★(1) 地域福祉推進体制の充実【3－(1)結婚・妊娠・出産支援、4－(4)地域連携、コミュニティ活動の促進】
- ・日高市社会福祉協議会との連携のもと、地域支え合い体制を構築するため、地域住民による福祉活動を支援します。
- (2) 低所得者などに対する支援の充実
- ・低所得者などの生活の安定と自立助長を促すため、生活保護制度、生活困窮者自立支援制度などを推進します。
- (3) 民生委員・児童委員の活動支援
- ・民生委員・児童委員を確保するため、活動内容の普及及び啓発及び、活動しやすい環境づくりを推進します。

施策の展開の成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和元年度	令和7年度
(1)	地域福祉推進組織※の立ち上げか所数	か所	0	4
(2)	生活保護受給者及び生活困窮者就労自立件数	件	14	20
(3)	民生委員・児童委員充足率	%	86.2	100.0

主な個別計画

第3次日高市地域福祉計画（令和元年度～令和5年度）

※ 地域福祉推進組織 子ども、高齢者、障がい者、生活困窮者等、地域に住む全ての人の生活課題について、関係者等が集まり、地域で何が必要か、何ができるか等について協議・検討する組織。将来的には、地区社会福祉協議会としての位置付けを視野に入れている。

〔主要施策とSDGs/ゴールの対応表〕

施策区分	SDGs/ゴール																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
施策3 地域福祉	○	○		○				○		○							

基本方針1 健やかに暮らし互いを認め合い支え合えるまちをつくる

施策4

障がい者福祉

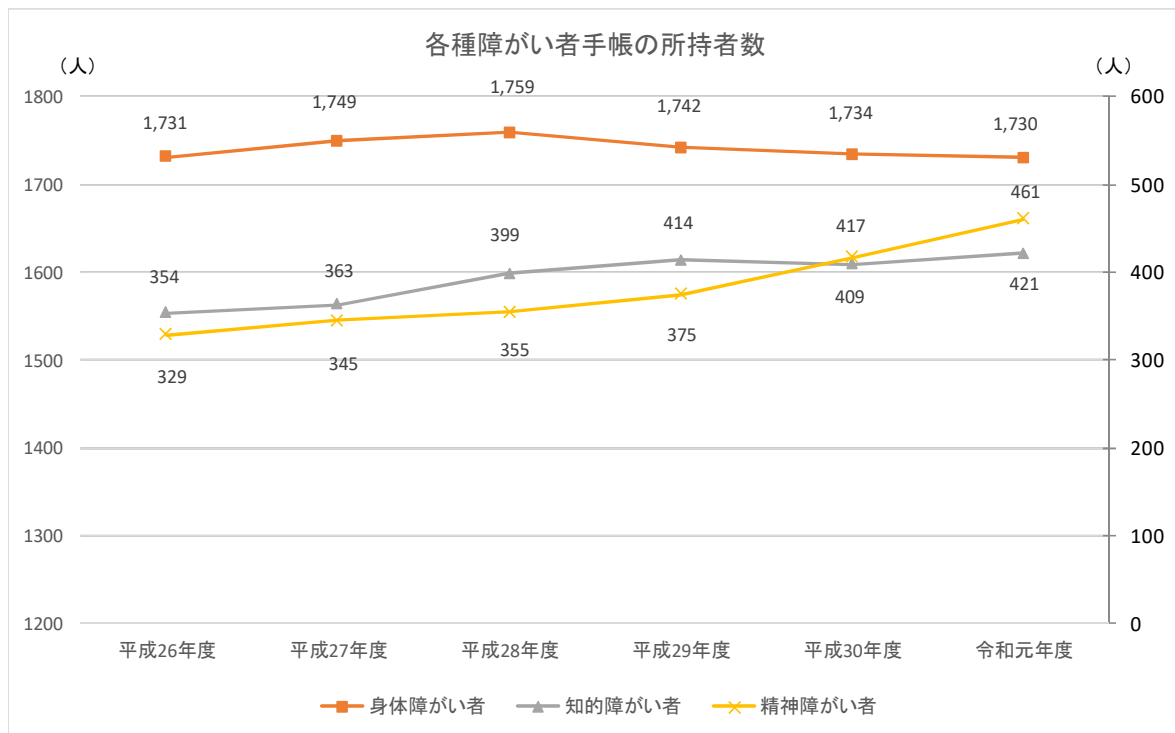
施策目標・評価指標

障がいのある人が、その人らしく安心して地域で生活が送れるよう、一人一人の状況に応じたサービスの提供に努めるとともに、社会参加や就労の促進を図ります。

指標名	単位	現状値	目標値
		令和元年度	令和7年度
「障がい者福祉」の取組に対する満足度	点 (5点満点)	2.96	3.00

現状と課題

○障がいのある人が、地域で自立した生活を続けていくことができるよう、日常生活における課題などを相談することができる環境を確保していくとともに、在宅生活に係る支援をはじめ社会参加や就労に向けた取組を継続していく必要があります。



出典：統計ひだか

施策の展開

(1) 地域生活の支援

- ・ 障がい者に対する理解を深めるとともに、差別解消や権利擁護※1のための取組を進めます。
- ・ 障がい者が地域で安心して生活が続けることができるよう、相談支援や各種サービス給付等を提供します。
- ・ 障がい者の日中における活動の場を提供することなどにより、障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保します。

(2) 就労への支援

- ・ 障がい者就労支援センターを中心に、関係機関が連携しながら就職と及び就労が定着を継続できるよう支援します。また、障がい者の就労を進めるための環境づくりを推進します。

(3) 医療費の助成

- ・ 重度心身障がい者の医療費負担の軽減を図ります。

施策の展開の成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和元年度	令和7年度
(1)	日中一時支援事業※2登録事業者件数	件	19	20
(2)	障がい者就労支援センター利用者の就職率	%	57.9	60.0
(3)	重度心身障がい者医療費助成制度受給登録者のうち、医療費申請を行った人の割合	%	89.0	92.0

主な個別計画

第6期日高市障がい者計画・障がい福祉計画/第2期日高市障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）
第3次日高市地域福祉計画（令和元年度～令和5年度）

※1 権利擁護

認知症や障がいなどにより、判断能力が不十分な人が様々な局面で不利益を被ることがないように弁護又は擁護すること。

※2 日中一時支援事業

障がい者等の家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するため、障がい者等の日中における活動の場を提供するもの

〔主要施策とSDGs/ゴールの対応表〕

施策区分	SDGs/ゴール																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
施策4 障がい者福祉			○					○		○							

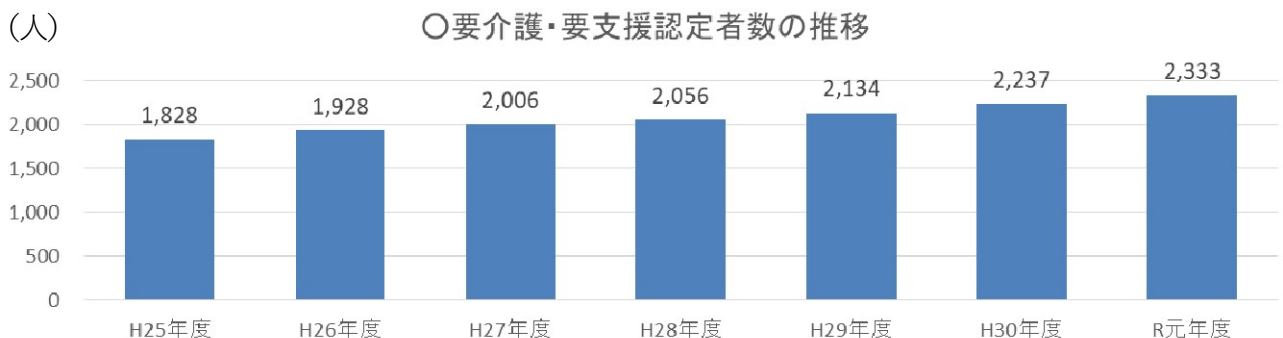
施策目標・評価指標

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援し、生きがいつくりや自主的な社会参加活動を推進します。

指標名	単位	現状値	目標値
		令和元年度	令和7年度
老後に不安を感じている人の割合	%	69.9	65.0

現状と課題

- 元気な高齢者が心と体の健康を維持するための取組に加え、認知症や独り暮らしなど、生活課題を抱える高齢者への対策も求められています。
- 高齢者の生きがいつくりを促進するため、高齢者の就労を支援していますが、雇用形態の多様化など、社会情勢の変化については柔軟な対応が求められています。
- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、高齢者の各種相談などに応じる地域包括支援センターの機能充実を図っていますが、引き続き、高齢者個々のニーズに加え、地域の状況についての把握も進める必要があります。
- 支援や介護が必要な高齢者がサポートを受けつつ安心して生活できるよう、各種の介護サービスを提供していますが、**要介護・要支援**認定を受ける人及び要介護度が重度化する人の増加に伴い介護保険給付費が増加しているため、給付費の抑制を図ることが必要です。
- 生産年齢人口の減少により、高齢者を介護する人材の不足が懸念されていますが、引き続き各種サービスの質を低下させない取組が必要です。



各年度末現在 要介護・要支援認定者数（第1号被保険者）

施策の展開

- ★(1) 高齢者の健康づくり推進【1－(3) アクティブシニアの活躍支援、4－(3) 生涯スポーツ・健康のまちづくり】
- ・高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、介護予防のための運動を行う教室や、認知症予防に関する取組を推進するとともに、就労支援などを通じて、高齢者の社会参加を促進します。
 - ・高齢者に対する保健事業と介護予防事業を一体的に捉え、で実施することを通じて、健康づくりに関するきめ細やかな支援を行います。行うことにより、医療費や介護保険給付費の抑制につながります。
 - ・若い世代が高齢者に感謝する気持ちの醸成を図るとともに、高齢者に喜んでもらえる取組を実施するなどして、高齢者の生きがいづくりを支援します。
- (2) 高齢者の地域生活支援
- ・介護を必要とする人と、家族や親族などの介護している人の双方が求めるサービスの提供を通じて、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう支援します。
 - ・認知症サポーターの養成や、高齢者の異変を把握するネットワークの充実などにより、認知症や独り暮らしといった生活課題を抱える高齢者の生活を支援します。
- (3) 介護保険サービスの充実
- ・心身の変化により介護が必要となった人に対し、介護支援、機能訓練、看護など適切なサービスを提供できるよう、介護保険により支援します。
 - ・自立した日常生活を営むことができるよう、必要に応じた介護保険サービスの分析を行い、充実したサービスを提供します。

施策の展開の成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和元年度	令和7年度
(1)	介護予防の運動に取り組む高齢者の延べ人数	人	39,825	42,750
	健康シニア褒賞の受賞者数		37	46
(2)	高齢者に関する相談件数	件	6,702	6,800
(3)	要介護・要支援認定者の割合 介護サービス利用率	%	12.9	16.6以下
			79.8	84.2

主な個別計画

第8期日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）

〔主要施策とSDGs/ゴールの対応表〕

施策区分	SDGs/ゴール																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
施策5 高齢者福祉	○	○						○		○	○					○	

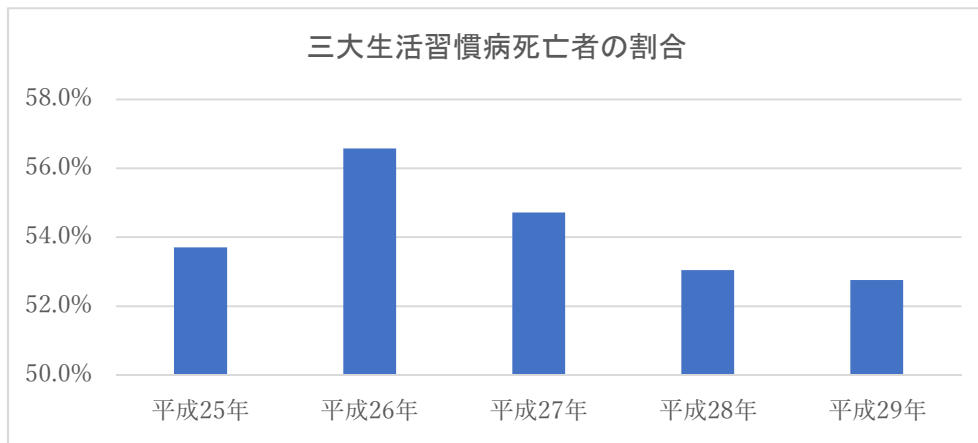
施策目標・評価指標

市民が健康で生き生きと暮らせるよう、市民が「健康長寿」の延伸を目指し、一人一人の主体的な健康づくりと個人の取組を支援できる社会づくりを目指します。

指標名	単位	現状値	目標値
		令和元年度	令和7年度
食生活の改善や運動など、健康管理のための取組をしている人の割合	%	63.9	67.0

現状と課題

- 国は、健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進と地域間格差の解消という2本柱による健康寿命の延伸を進めており、埼玉県では誰もが毎日を健康で生き生きと暮らすことができる社会の実現をめざして健康長寿埼玉プロジェクトを推進しています。そのため、家庭や地域での継続的な健康づくりへの取組とともに、健康で生き生きとした生活を送ることができる環境整備が求められています。
- 市民一人一人が自ら健康づくりを実施でき、生き生きとした生活を送るため、関係団体や地域住民の協力を得て、持続可能な健康づくりを進めています。生活習慣病対策として、相談や検診体制の充実を図るとともに、地域と一緒に取り組むことが重要です。また、こころの健康、睡眠、疲労回復・ゆとり等休養に関する知識の普及・啓発を図る必要があります。
- 感染症の予防に関する正しい知識の普及や感染症の発生・まん延を防ぐ定期予防接種を実施しています。新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など、生命や健康を害するとともに市民生活及び経済に及ぼす影響が大きい感染症のまん延に対応するため、早期に適切な情報提供や予防対策を実施する体制整備が必要です。
- 市内医療機関や飯能地区医師会などと連携し、市民が必要なときに適切な医療を受けられるよう、救急医療体制の確保など、地域医療体制の充実を図る必要があります。
- 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度においては、高齢化の進展や高度な医療技術の導入などにより、医療費に係る財政負担が増加傾向にあります。制度を効率的に運営するため、被保険者の健康維持・増進に努める必要があります。
- 市民にとって身近に関心の高い年金制度への理解を深めるため、国民年金に関する相談や制度の趣旨普及を図っていく必要があります。



(出典：人口動態統計)

施策の展開

- ★(1) 健康長寿の促進【4－(3)生涯スポーツ・健康のまちづくり】
- ・市民一人一人が、生涯にわたり健康づくりに取り組めるよう、運動普及推進員や食生活改善推進員などの団体と連携して、豊かな自然や環境に恵まれた本市の特長を生かした運動や健康教室を実施し、生活習慣病予防や生涯にわたる健康づくりを推進します。
 - ・生涯の健康づくりへとつながるよう、食事を楽しみ、栄養バランス等に配慮する食生活の実現を目指した食育を推進します。
- (2) 生活習慣病の発症・重症化予防の推進
- ・生活習慣病の発症や重症化を予防するため、糖尿病・循環器病・がんの3分野をまとめて生活習慣病対策として位置付け、各種検診事業を推進します。
 - ・生活習慣病についての正しい知識の普及と情報の提供を図るために、保健師や栄養士による生活習慣病予防相談を実施します。
- (3) 健康を支え守るための環境整備
- ・感染症の重症化やまん延を予防するため、正しい知識の普及を図るとともに、手洗い、うがい、マスクの着用等の感染症予防対策の周知徹底に努めます。また、市民の定期予防接種を推進するとともに、乳幼児健康診査などで、予防接種の確認や勧奨などを行います。
 - ・市民が必要なときに適切な医療を受けられるようにするため、身近なかかりつけ医と大学病院などの地域の中核的な医療機関との連携や、在宅医療推進のための環境づくり、救急医療体制の確保など、地域医療体制の充実を図ります。
 - ・こころの不調は身体面や人間関係の構築などにまで、影響を及ぼします。毎日の生活の中で起こる、様々な「こころの問題」の相談に応じられるよう、精神保健福祉士や保健師等による相談体制の充実を図ります。
- (4) 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の健全な運営及び国民年金制度の趣旨普及
- ・特定健康診査、特定保健指導、糖尿病性腎症重症化予防対策等の保健事業を実施することにより、生活習慣病の発症や重症化を予防し、医療費の抑制に努めます。
 - ・レセプト点検を通じ、適正受診・適正服薬を推進し、医療費の適正化に取り組みます。
 - ・高齢者の生活習慣病等の疾病予防のため、介護予防、フレイル対策※、保健事業等を一体的に推

進します。

・年金制度への理解と加入の促進のため、国民年金に関する相談のほか、国民年金制度の趣旨普及を図ります。

施策の展開の成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和元年度	令和 7 年度
(1)	各種健康教室参加者数	人	889	1,000
(2)	生活習慣病死亡率	%	52.8 (平成 29 年度)	40.0
(3)	四種混合接種率	%	83.7	95.0
(4)	特定保健指導実施率	%	14.7 (平成 30 年度)	60.0

主な個別計画

健康増進計画・食育推進計画（平成 30 年度～令和 4 年度）

※ フレイル対策

高齢者の虚弱に関する周知及び住民の通いの場づくりによる高齢者の健康づくり・介護予防を推進する取組

〔主要施策とSDGs/ゴールの対応表〕

施策区分	SDGs/ゴール																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
施策6 健康づくり			○														